## 特許協力条約

PCT

.

ų?

特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)

(法第 12 条、法施行規則第 56 条) [PCT36 条及びPCT規則 70]

出願人又は代理人 の費類記号 C1-A0320Y2P	今後の手続きについては、様式PC	今後の手続きについては、様式PCT/IPEA/416を参照すること。		
国際出願番号 PCT/JP2004/01850	国際出願日 6 (日.月.年)10.12.2004	優先日 (日.月.年) 12.12.2003		
国際特許分類(IPC)Int.Cl. <sup>7</sup> CO	7K16/28, C12N15/11, C	C12N5/06, A61K39/395		
出願人(氏名又は名称) 中外製薬株式会社				
1. この報告書は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第 57条(PCT36条)の規定に従い送付する。				
2. この国際予備審査報告は、この表	長紙を含めて全部で6 ~	ページからなる。		
3. この報告には次の附属物件も添付されている。 a. └ 附属書類は全部で ページである。				
□ 補正されて、この報告の基礎とされた及び/又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙(PCT規則 70.16及び実施細則第 607 号参照)				
▶ 第Ⅰ欄4.及び補充欄に示したように、出願時における国際出顧の開示の範囲を超えた補正を含むものとこの 国際予備審査機関が認定した差替え用紙				
b. 「 電子媒体は全部で (電子媒体の種類、数を示す)。 配列表に関する補充欄に示すように、電子形式による配列表又は配列表に関連するテーブルを含む。 (実施細則第 802 号参照)				
4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。				
<ul> <li>第Ⅰ欄 国際予備審査報告の基礎</li> <li>第Ⅱ欄 優先権</li> <li>第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成</li> <li>第Ⅳ欄 発明の単一性の欠如</li> <li>第Ⅴ欄 PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li> <li>第Ⅵ欄 ある種の引用文献</li> <li>第Ⅵ欄 国際出願の不備</li> <li>第呱欄 国際出願に対する意見</li> </ul>				

国際予備審査の請求書を受理した日 14.12.2004	国際予備審査報告を作成した日 14.10.2005
名称及びあて先 日本国特許庁(IPEA/JP) 郵便番号100-8915	特許庁審査官(権限のある職員) 上條 登
東京都千代田区窟が関三丁目4番3号	電話番号 03-3581-1101 内線 3448

様式PCT/IPEA/409(表紙) (2005年4月)

REC'D	28	OCT	2005
WIPO			PCT

国際出願番号 PCT/JP2004/018506 特許性に関する国際予備報告 第1欄 報告の基礎 1. 言語に関し、この予備審査報告は以下のものを基礎とした。 ▶ 出願時の言語による国際出願 □ 出願時の言語から次の目的のための言語である\_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 「 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b)) □ 国際公開(PCT規則12.4(a)) □ 国際予備審査(PCT規則55.2(a)又は55.3(a)) 2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出され た差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。) ▶ 出願時の国際出願書類 ▶ 明細書 \_\_\_\_\_\_ ページ、出願時に提出されたもの \_\_\_\_\_\_ ページ\*、\_\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの \_\_\_\_\_\_ ページ\*、\_\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの 第 箘 第 ▶ 請求の範囲 \_\_\_\_\_ 項、 出願時に提出されたもの \_\_\_\_\_ 項\*、 P C T 1 9 条の規定に基づき補正されたもの 第 笛 項\*、\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの 第 \_\_\_\_\_\_ 項\*、\_\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの 第 図面 \_\_\_\_\_ ページ/図 、 出願時に提出されたもの 笛 \_\_\_\_\_\_ ページ/図 \*、\_\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの \_\_\_\_\_\_ ページ/図 \*、\_\_\_\_\_\_ 付けで国際予備審査機関が受理したもの 笛 第 🔽 配列表又は関連するテーブル 配列表に関する補充欄を参照すること。 3. 
「補正により、下記の書類が削除された。 ページ □ 明細書 笜 □ 請求の範囲 第 🚺 図面 第 ▶ 配列表(具体的に記載すること) □ 配列表に関連するテーブル(具体的に記載すること)\_\_\_ 4. 🔲 この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超 えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。 (PCT規則 70.2(c)) \_ ページ 第\_\_ E 明細書 第\_\_\_\_\_ | 請求の範囲 - ページ/図 第 図面 □ 配列表(具体的に記載すること) ▶ 配列表に関連するテーブル(具体的に記載すること)\_\_\_\_\_ \* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

		特許性に関する国際予備報告	国際出願番号 PCT/JP2004/018506		
第Ⅲ	劉 新規性、	進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不	5作成		
-	たに関して、 存査しない。	当該訥求の範囲に記載されている発明の新規性、対	進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により		
	国際出願会				
ম	請求の範疇	围5-38			
	この国際出版	項又は請求の範囲 内容としている(具体的に記載すること)。	は、国際予備審査をすることを要しない		
Г	明細書、請: 記載が、不	求の範囲若しくは図面(次に示す部分)又は請求の( 明確であるため、見解を示すことができない(具体)	範囲の 的に記載すること)。		
		の範囲又は請求の範囲 くため、見解を示すことができない(具体的に記載	が、明細書による十分な すること)。		
	糖やの筋囲	5-38	について、国際調査報告が作成されていない。		
	請求の範囲				
<b>k</b> <sup>7</sup>	<ul> <li>入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。</li> <li>出願人は所定の期間内に、</li> <li>実施細則の附属書Cに定める基準を満たす紙形式の配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。</li> <li>実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式の配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。</li> <li>PCT規則13の3.1(a)又は(b)及び13の3.2に基づく命令に応じた、要求された配列表の遅延提出手数料を支払わなかった。</li> </ul>				
	が、所定の	配列表に関連するテープルが存在しないため、有重  期間内に、実施細則の附属書Cの2に定める技術的  備審査機関は、認められた形式及び方法でテープル	意義な見解を示すことができなかった。すなわち、出願人 9な要件を満たす電子形式のテーブルを提出しなかったた νを入手することができなかった。		
		・ド又はアミノ酸の配列表に関連するテーブルが電 附属番Cの2に定める技術的な要件を満たしていな	子形式のみで提出された場合において、当該テーブルが、 cい。		
	詳細につい	ては補充欄を参照すること。			

.

•

.

.

様式PCT/IPEA/409(第Ⅲ欄)(2005年4月)

•

特許性に関する国際予備報告 国際出願番号 PCT/JP2004/018506 第Ⅳ欄 発明の単一性の欠如 1. 🔲 請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令番に対して、出願人は、規定期間内に、 □ 請求の範囲を減縮した。 1. 追加手数料を納付した。 □ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。 □ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。 「 請求の範囲の減縮も、追加手数料の納付もしなかった。 2. 「「国際予備審査機関は、次の理由により発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、PCT規則68.1の規定 に従い、請求の範囲の減縮及び追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。 国際予備審査機関は、PCT規則13.1、13.2及び13.3に規定する発明の単一性を次のように判断する。 з. 満足する。 2 以下の理由により満足しない。 請求の範囲1に記載された配列番号1-65に示す塩基配列を有するポリヌ クレオチドおよびそれによって発現されるポリペプチドは、互いに共通の化学構造を有するものでなく、肺癌、胃癌、大腸癌、または肝癌組織においてのみ特異的に発現することにおいてのみ互いに他の配列番号に係る発明と共通する。 しかしながら、文献1には、大腸癌や肺癌のそれぞれにおいて特異的に発現す る遺伝子が記載されている(表2 Co欄、Lu欄)。 また、文献2には、胃癌において特異的に発現する遺伝子が記載されている(表 1)。 っまた、文献3には、肝癌において特異的に発現する遺伝子が記載されている(表 2)。 よって、肺癌、胃癌、大腸癌、または肝癌組織においてのみ特異的に発現する ことはPCT規則13.2における特別な技術的事項であるとはいえない。 よって、請求の範囲1~27に記載された発明のうち65個の個別の配列番号 それぞれに係る発明は、単一の一般的発明概念を形成するように互いに連関して いる一群の発明であるとはいえず、異なった65個のポリヌクレオチドおよびそれによって発現されるポリペプチドそれぞれに関する65個の発明からなる発 明群であると認める。 文献1 : SCHEURLE D. et al., Cancer gene discovery using digital differential display. Cancer Res. (2000), Vol. 60. No. 15. p. 4037-4043 文献2: Matthias P. A. E. et al., Expression of Metallothionein II in Intestinal Metaplasia, Dysplasia, and Gastric Cancer, Cancer Research(2000), Vol.60, p.1995-2001 文献3:Xu X.R. et al., Insight into hepatocellular carcinogenesis at transcriptome level by comparing gene expression profiles of hepatocellular carcinoma with those of corresponding noncancerous liver, Proc. Natl. Acad. Sci. USA. (2001), Vol. 98, No. 26, p. 4037-4043 したがって、国際出願の次の部分について、この報告を作成した。 4. 「 すべての部分 日本の範囲 1 - 4に関する部分

様式PCT/IPEA/409(第Ⅳ欄)(2005年4月)

特許性に関する国際予備報告

•

.

.

٦

国際出願番号 PCT/JP2004/018506

見解			
新規性(N)	請求の範囲		*
	請求の範囲	1-4	有 
進歩性(IS)	請求の範囲 		有
	請求の範囲	1-4	無
産業上の利用可能性(IA)	請求の範囲	1-4	有
	請求の範囲		無
 文献及び説明(PCT規則	70. 7)		
	33072 A1 (	由从制速株式会社)	
武献2:WO 02/	33073 A1 (	中外製薬株式会社)	
請求の範囲1~4			
請求の範囲1~4に 「存在しない。	記載された発明は文	就1,2に記載された発明に。	よって新規性
文献1.2には2つ(	の重鎖可変領域及び	2つの軽鎖可変領域がN末端(	則を基点とし
	「ヘーム明尓リヘブ・	夏域、軽鎖可変領域の順に並っ チドであって、リンカーで結合	シャわ ナレッス
の、リンカーとして	ふ~IAFE ノ四沿かれ	4年しく 15アミノぬのせの	つた 田し ステ
) 4 ( 貝、	凶る4:乂厭と弟4日	~第5頁20行、第9頁26行 〔27行~第6頁24行、第1	[」~13頁、 □5頁2行~
6 員 2 8 行、 第 3 1	頁、図34)。	月と本願請求の範囲1~4に係	
できない。		「こ本願請水の配置」~4~~	たる先明に区

.

様式PCT/IPEA/409(第V欄) (2005年4月)

•

	杵性に関	する国際予備報告	国際出願番号 PCT/JP2004/018506
配列表に関する補充機	8		
第 I 欄 2.の続き			
1. この国際出願で開 以下に基づき国際		かつ請求の範囲に係る発明に必要なヌク 告を作成した。	レオチド又はアミノ酸配列に関して、
a. タイプ		配列表	
	П	配列表に関連するテーブル	
b. フォーマット	П	紙形式	
	M	電子形式	
c.提出時期		出願時の国際出願に含まれていたもの	
	Γ.	この国際出願と共に電子形式により提	出されたもの
	Γ.	出願後に、調査又は審査のために、この国際機関に提出されたもの	
		付けで、この	の国際予備審査機関が補正*として受理したもの
<ol> <li>こ さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。</li> </ol>			
3. 補足意見:			
	•		
1			

•••

.

• •

\$

.

.

.

\*第 I 欄 4. に該当する場合、国際予備審査報告書の基礎となる配列表又は配列表に関連するテーブルに"superseded"と 記入されることがある。

.

•